

令和7年度 京都市立新林小学校「学校いじめの防止等基本方針」

Ⅰ 総則

(1) 目的

「いじめ」とは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍する等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの（当該児童が心身の苦痛を感じていなくても、他の児童であれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む）をいう」と定義されている。

「いじめ問題」の根絶には道徳教育や人権教育などの心の教育、様々な体験活動や特別活動を通しての児童の自律的、協力的態度の育成、日々の学習指導における学習規律の徹底や自己肯定感、自己有用感の育成など、すべての教育活動を通して児童の全人的発達を促す必要がある。

しかし、成育歴や家庭環境などが違う多くの児童が集団生活を送る学校教育の場において、児童間の様々な問題が発生することは、当然のことととらえられる。

本校では、それらの問題を丁寧に解決する過程を通して、「いじめの未然防止」「早期発見と早期対応」を軸に、児童の成長とより良い人間関係の構築を目指す。そのために平成29年度の「国における検証（課題意識）及び基本方針の改訂」や「本市の現状分析・課題及び学校が実施する施策」を踏まえて、本校の取組を振り返る中で、基本方針を策定した。

(2) 基本理念

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであるという認識に立ち、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を起こさない、許さない学校づくりを推進する。特に初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

2 いじめ対策委員会

ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 学年主任
生徒指導部担当教員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

※緊急の場合はこの限りでない。

イ 役割・取組内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定

- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定
- ・SSWやSCと連携し、子どもの心理状態の把握、子どもや家庭の背景を見据えた指導を行う。

※ 情報発信や会議の回数・実施時期などについては、後述の「年間計画」に記載

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・落ち着いた雰囲気の中での清潔な学習環境
- ・物品が整理整頓されて学習しやすい学習環境
- ・掲示物などの工夫で学習に集中しやすい学習環境

イ 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実践。
- ・学習時の約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、児童自ら意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・授業のねらいを明確にした問題解決学習の確立。
- ・教育課程指導計画(京都市スタンダード)に基づく指導の徹底。
- ・コミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。
- ・少人数授業の推進。
- ・教科担任制の積極的な導入。
- ・読書活動の充実。
- ・スキルアップタイム、漢字算数大会等の取組を通じた基礎学力の定着。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・全学年を通じた年間計画に基づいた道徳教育の実践。
- ・毎月テーマを設定し、継続的に取り組む人権学習の実践。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施。
- ・全学年一斉に取り組む「なかよしの日」の継続実施。

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会主催の人権集会の実施。
- ・あいさつ運動の実施。
- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する地域と連携した体験活動の推進。

オ 児童同士の絆づくり

- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・縦割り活動によるピアサポート体制。

カ 児童へのはたらきかけ

- ・1年を通じて朝会での人権の視点での話から、人権意識の向上。
- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信。
- ・学年や学級通信等での発信。

(2) いじめの早期発見、積極的認知のための措置

ア 日常の児童に関する情報共有

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。
- ・専門機関や地域関係機関との連携。(児童相談所・子どもはぐくみ室等)

イ 児童生徒に対する定期的な調査

【学校全体での継続的な指導・支援】

- ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ・いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること (救済)
 - ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと (回復)
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。

ウ 教育相談体制の充実

- ・教育相談主任やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した、日常的な情報交換の重視
- ・定期的な家庭訪問・個人懇談会の実施による相談機会の確保。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え

【正確な事実関係の把握】

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)

【迅速な対応】

- ・被害児童の心理的ケア。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童への責任ある毅然とした指導。
- ・保護者との連携。

【組織的な取組】

- ・いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応。
- ・全教職員で実態を共有し、学校組織での対応。
- ・重大事態発展への予防と防止。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

フローチャート参照

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラルの学級活動の強化。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・SNSを使っの「いじめ」対応の事例研修。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

【学校全体での継続的な指導・支援】

- ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ・いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(4) 教職員の資質向上の取組（校内研修）

- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・教員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催。

4 保護者、地域、関係機関との連携。

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・非行防止教室の保護者参観や取組の情報発信。
- ・新入学児童保護者に対する入学説明会等での啓発。
- ・地域生徒指導連絡協議会の取組を通じた学校間、保護者間、地域間の連携の推進

5 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
 - ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあれば、調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

関係機関等と連携した関係児童へのケアと指導

- ・京都市教育委員会・警察・児童相談所等の関係機関と連携した、関係児童に対する適切な指導とケアの実施。

6 年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」「早期発見・積極的認知の重要性」「児童・保護者への広報について」 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	「なかよし」の日 ・朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す	前年度のアンケート、クラスマネージメントシートの結果を学年で共有(2~6年)	・授業参観・学級懇談会①保護者啓発
5	いじめ対策委員会② 「いじめ等、温かく見守りたい児童の確認」 学級経営方針・児童の実態についての交流会	「なかよし」の日 非行防止教室		・希望制個人懇談 ・学校運営協議会で基本方針やいじめ対策委員会の周知 ・学校いじめ防止等基本方針のHP掲載
6	いじめ対策委員会③ 「アンケートの結果の共有」	「なかよし」の日 ・5年山の家 ・高学年を対象に非行防止教室を行う	第1回記名式いじめに関するアンケートの実施)	学校評価アンケート ・休日参観 ・保護者向けパンフレット配布
7	いじめ対策委員会④ 「アンケートの結果の共有」 年間の取組の見直し① 「PDCA サイクル」	「なかよし」の日 ・「夏休みのくらし」の配布と学級指導	第1回クラスマネージメントシートの実施(4~6年) 教育相談週間	個人懇談会①
8	いじめ対策委員会⑤ 「研修会に向けて」 「いじめ」に特化した研修会① 温かく見守りたい児童中間報告			
9	いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」	「なかよし」の日		自由参観
10	いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果の共有」	「なかよし」の日 運動会		・第二回学校運営協議会アンケート結果や現状共有
11	いじめ対策委員会⑧ 「アンケート結果の共有」 「いじめ」に特化した研修会②	「なかよし」の日 6年修学旅行	第2回記名式いじめに関するアンケートの実施	学校評価アンケート
12	いじめ対策委員会⑨ 「アンケート結果の共有」 年間の取組の見直し② 「PDCA サイクル」	「なかよし」の日 人権集会 ・朝会で人権月間の話と12月の取組 ・「冬休みのくらし」の配布と学級指導	第2回クラスマネージメントシートの実施(4~6年) 教育相談週間	・希望制個人懇談会 ・人権月間 学校だよりで啓発

1	いじめ対策委員会⑩ 「8~12月いじめ事案の経過」	「なかよし」の日		道徳・人権学習の参観
2	いじめ対策委員会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 温かく見守りたい児童まとめ	「なかよし」の日	・後期クラスマネジメントシートの実施②(4~6年)、学年集約と共有	新1年入学説明会 ・第三回学校運営協議会アンケート結果など共有
3	いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 PDCA サイクル」 年間の取組の見直し③	「なかよし」の日	・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約(全学年) ・アンケート原本の保管(5年保存)	

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。
事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- 『学校いじめの防止等基本方針』
- 学校いじめ防止プログラムの策定
 - 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
 - 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

- 『いじめ対策委員会』
- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
 - 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
 - 児童生徒、保護者、地域への周知
 - いじめの認知・解消の判断について確認



